

青森県県土整備部優良工事表彰【概要】

1 目的

優良工事表彰は、県土整備部所管公所が発注した建設工事について誠意を持って適正に施工し、優秀な成績で完成した建設業者及びその主任（監理）技術者を表彰することにより、建設技術の向上を図り、公共工事の品質確保を促進することを目的としています。

2 対象工事

請負代金額が5百万円以上かつ工事成績評定が80点以上である工事で、次のいずれかに該当するものを表彰対象工事としています。

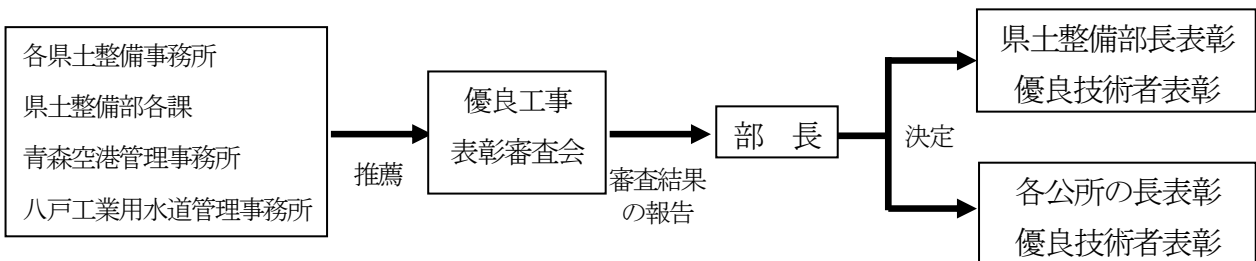
- ア) 工事成績評定が特に優れているもの
- イ) 困難な自然的、社会的条件を克服して工事等を完成させ、優れた成果をあげたもの
- ウ) 工事等に関し新技術や新工法の活用、省力化等の創意工夫に努め、生産性向上に特に顕著な成果をあげたもの
- エ) 工事の安全管理への取り組みに特に顕著な成果をあげたもの
- オ) その他災害関連、技術提案、環境保全、イメージアップ及び先見性等で他の建設業者の模範として特に顕著な成果をあげたもの

3 選定方法と表彰区分

県土整備部長表彰：各公所から推薦された建設工事の中から、優良工事表彰審査会で審査を行い、選定された工事を施工した建設業者が受賞。

公所の長の表彰：各公所から推薦された建設工事で、県土整備部長表彰となった工事以外を施工した建設業者が受賞。

優良技術者表彰：県土整備部長表彰及び公所の長の表彰の対象となった建設工事の主任（監理）技術者が受賞。



4 その他

優良工事表彰を受賞した場合、総合評価落札方式による入札において、「企業の施工実績」、「配置予定技術者の能力」の評価項目が加点対象となります。

青森県県土整備部優良建設関連業務表彰【概要】

1 目的

優良建設関連業務は、県土整備部所管公所が発注した建設関連業務を、誠意を持って適正に施行し、優秀な成績で完了した受注者及びその管理技術者を表彰することにより、建設技術の向上を図り、公共工事の品質確保を促進することを目的としています。

2 対象業務

委託料が3百万円以上かつ委託業務成績評定が80点以上である建設関連業務で、次のいずれかに該当するものを表彰対象業務としています。

- ア) 各所属が発注したものの内、委託業務成績評定が特に優れているもの
- イ) 特筆すべき技術提案があったもの
- ウ) 難易度が高い業務に対し優れた技術力を発揮したもの
- エ) その他、他の模範となると認められるもの

3 表彰の部門

測量業務部門、建築関係建設コンサルタント業務部門、土木関係建設コンサルタント業務部門、地質調査業務部門及び補償関係コンサルタント業務部門。

4 選定方法と表彰区分

県土整備部長表彰：各公所から推薦された建設関連業務の中から、優良建設関連業務表彰審査会で審査を行い、選定された業務を履行した者が受賞。

公所の長の表彰：各公所から推薦された建設関連業務で、県土整備部長表彰となった業務以外を履行した者が受賞。

優良技術者表彰：県土整備部長表彰及び公所の長の表彰の対象となった建設関連業務の管理技術者が受賞。

